

令和7年7月16日

報道機関各位

青森県環境エネルギー部
エネルギー・脱炭素政策課

青森県気候変動適応推進ネットワーク会議（青森県気候変動適応センター）
によるパネル展の開催について

県では、地域における気候変動の影響及び適応に関する情報の共有及び発信を目的として、関係機関による「青森県気候変動適応推進ネットワーク会議」を令和4年度に設置しています。

本会議では、この度、気候変動適応に関する取組などを県民に分かりやすく紹介し、気候変動への理解を深め、適応の取組を促進することを目的としたパネル展を下記のとおり開催しますので、取材方よろしくお願ひします。

記

- 1 パネル展「青森県における気候変動適応について」の開催
 - (1) 開催期間：令和7年7月22日（火）～25日（金）
（初日は10時00分開始、最終日は15時30分終了）
 - (2) 開催場所：青森県庁北棟1階 来庁者ロビー
 - (3) 展示内容：既に現れている気候変動の影響やそれに備える適応策、ネットワーク会議の構成機関における取組等の紹介
- 2 参考資料
青森県気候変動適応推進ネットワーク会議設置要綱

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課（室） （G・担当名）	エネルギー・脱炭素政策課 地域脱炭素推進グループ 副参事 長尾 裕子 主事 中野 圭一朗	
電話番号	内線	6417
	直通	017-734-9243
報道監	環境エネルギー部 次長 上村 隆之	

青森県気候変動適応推進ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 青森県における気候変動の影響及び当該影響に対する適応に関し、科学的知見を共有し、並びに地域特性に応じた取組の実施及びその効果的な推進についての意見交換を行うとともに、これらに基づく情報共有、技術的助言等を行うため、青森県気候変動適応推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる機関をもって構成する。

- (1) 国立大学法人弘前大学
- (2) 国土交通省気象庁 青森地方気象台
- (3) 地方独立行政法人青森県産業技術センター 農林総合研究所
- (4) 地方独立行政法人青森県産業技術センター 水産総合研究所
- (5) 青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課

2 ネットワーク会議は、次に掲げる者をアドバイザーとして置く。

野尻幸宏 国立研究開発法人国立環境研究所客員研究員

3 ネットワーク会議は、必要に応じて構成員及びアドバイザー以外の者の出席を求めることができる。

(地域気候変動適応センター)

第3条 ネットワーク会議は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に定める地域気候変動適応センターの役割を担うものとする。

2 前項の規定による地域気候変動適応センターの名称は、青森県気候変動適応センターとする。

(庶務)

第4条 ネットワーク会議の庶務は、青森県環境エネルギー部エネルギー・脱炭素政策課において処理する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。